

新領域研究グループ規約

(平成 17 年 10 月 12 日 第 575 回理事会議決)

(総 則)

1. 新領域研究グループの設置、運営などについては、本規約の定めるところによる。
(新領域研究グループの目的)
2. 新領域研究グループは、分野がいくつかの研究領域にまたがり、一つの既存領域ではカバー出来ない萌芽的新領域の発展を支援することを目的とする。
(新領域研究グループの設置)
3. 新領域研究グループの設置申請は、代表者 1 名（日本化学会個人正会員）とメンバー 1 名以上 9 名以内の連名でグループ名・設置理由・その他を記した所定の申請書を研究交流部門長あてに提出しなければならない。
4. 新領域研究グループの新規の設置申請は、随時受け付ける。
5. 研究交流部門長は、この申請書を副部門長と協議のうえ、その採否を決め、運営会議及び理事会に結果を報告する。
6. 上記の申請とは別に、研究交流部門の発議により新領域研究グループを設置することができる。
(新領域研究グループメンバー)
7. 新領域研究グループのメンバーは 10 名以内とする。なお、メンバーは日本化学会会員に限らない。
8. 新領域研究グループの設置期間は原則として 5 年とする。なお、廃止となった新領域研究グループが本会と関わりなく自発的に活動を継続することは差し支えないものとする。
(新領域研究グループの運営)
9. 新領域研究グループの年度は、日本化学会会計年度に合わせ 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。
10. 新領域研究グループの事業計画、予算、運営などは当該新領域研究グループにおいて定める。
11. 新領域研究グループは所定の様式により毎年 3 月末日までに研究交流部門長あて事業報告書を提出しなければならない。
12. 新領域研究グループの申請により本会の会議室および Web サーバーの無償での使用を許可することができる。また、新領域研究グループは春季年会での特別企画を企画できるものとする。
(新領域研究グループの解散)
13. 新領域研究グループの設置期間満了以外での解散は、あらかじめ研究交流部門長に所定の用紙にて届出、部門長の承認を得るものとする。